

(様式1)
許認可等の基準

		担当課	農政課	係・内線	企画係 2513
法令名	農林漁業の健全な発展 と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	根拠条項	第7条第4項第3号		
許認可等	設備整備計画の認定に係る同意〔森林法関係（開発行為の許可）〕				
<p>(根拠規定)</p> <p>計画作成市町村は、設備整備計画の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、森林法第5条第1項の規定により立てられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。）並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第2条第1項に規定する森林をいう。）を除く。）において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないものは、当該設備整備計画について、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(法第7条第4項第3号)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>法第7条第7項において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当するものであると認めるときは、同意をするものとされており、その審査の基準は、森林法所管課が許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱（平成6年10月1日制定）において定める基準となる。</p> <p>※審査基準については、下記HPを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可（森林法第10条の2第1項） <p>https://www.pref.ehime.jp/h10950/2690/kyoninka/nourin.html</p>					